

2026
(第15回)

県内でがんばる

食育活動を募集します！

自薦他薦は問いません
ポイントは、「生産・料理・共食」の実践

食育は、「食育」と名前の付いた取組だけでは
ありません。

「米や野菜を自分の手で育てること」、
「動物の命をいただいていることに気づくこと」、
「家族や友人のために心をこめて料理をすること」、
「みんなで楽しく食卓を囲むこと」、
「郷土の食を知ること」、
「食材の買いすぎや食べ残しをしないこと」
などの体験を、家族や友人、地域の人々とともに
1つずつ積み重ねることが“食育”です。

食パラダイス鳥取県で、「生産・料理・共食」の
実践に繋がる食育を今後も継続していくために、
キラリと光る活動を表彰します。

①



②

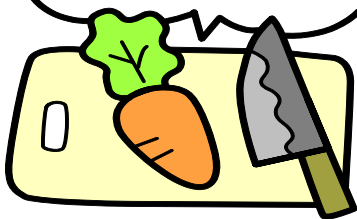


応募締切

令和8年

8月31日(月)

必着



☆写真の紹介☆ 令和7年度に表彰された活動の様子

- ①「地域活性と命を無駄にしない食育の挑戦」
湯梨浜学園中学校・高等学校
- ②「かるたを通じた食育活動」
鳥取市食育推進委員会

問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町1-220

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

(電話) 0857-26-7202

(ファクシミリ) 0857-26-8726

(メール) kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

令和8年度鳥取県食育推進活動知事表彰候補募集要領

1 募集内容

県内に所在地がある、福祉施設、学校、公民館、地域の団体、サークル、民間企業等が実施する活動で、次の(1)～(4)のすべてを満たすもの。

(1) **通算2年以上の活動実績**があり、今後も継続予定であるもの

(2) 活動の**参加者が10名以上**であるもの

* 主催団体の職員・会員等を除いた教室参加者の人数です。

(3) 次のいずれかの実践に資するもの

ア ライフステージに応じた健全な食習慣を実践する

イ 食に対する感謝の心を養う

ウ 食の循環や環境を意識した活動を実践する

エ 豊かな食文化を継承する

オ 食に関する情報を適切に活用する

(4) 過去に同様の活動を功績として、関係する大臣の表彰または県知事による表彰を受けた活動は対象外とし、新たな活動であるもの。

2 募集期間

令和8年6月19日(金)から8月31日(月)まで(必着)

3 応募方法

- ・ 指定の応募用紙に記入し、**記入した取組について、その内容がわかる資料を添えて**提出してください。なお、取組の実践報告などをまとめた資料があれば併せて提出してください。
- ・ 自薦、他薦は問いませんが、市町村立の社会福祉施設や教育機関は市町村長の推薦が必要です。
- ・ 応募書類は返却しませんので御了承ください。

(1) 提出書類

- ・ 提出書類はすべてA4サイズで作成してください。
例) 写真は、A4サイズ用の紙に貼り付ける。
A4よりも大きい資料又は小さい資料は、A4サイズに拡大縮小コピーする。

<推薦書、応募用紙(指定様式)>

- ・ 指定様式は、とりネット(<http://www.pref.tottori.lg.jp/202828.htm>)に掲載しています。また、鳥取市保健所、倉吉保健所、米子保健所及び県庁健康政策課でも配布しています。
- ・ 可能であれば、紙媒体とともに電子データの提出をお願いします。

<添付資料>

- ・ 何を示す資料が分かるように、資料番号を付けてください。
- ・ 地域の団体、サークル等は、団体の規約等を添付してください。
- ・ 取組実績を示す資料とともに、主催者が感じた**成果や参加者の反応がわかる資料**を添付してください。
- ・ **継続して応募する場合には、前年からの変更点等が分かる資料**を添付してください。

(2) 書類提出先

団体等所在地	提出先
鳥取市 岩美郡、八頭郡	鳥取市健康こども部鳥取市保健所（健康づくり推進課） 〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4（鳥取市役所駅南庁舎） 電話）0857-30-8582 ファクシミリ）0857-20-3964 メールアドレス）kenkodukuri@city.tottori.lg.jp
倉吉市 東伯郡	鳥取県中部総合事務所倉吉保健所（健康支援総務課） 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3146 ファクシミリ）0858-23-4803 メールアドレス）kurayoshihoken@pref.tottori.lg.jp
米子市、境港市 西伯郡、日野郡	鳥取県西部総合事務所米子保健所（健康支援総務課） 〒683-0054 米子市糺町1丁目160 電話 0859-31-9318 ファクシミリ）0859-34-1392 メールアドレス）yonagohoken@pref.tottori.lg.jp

4 選考方法

食育の有識者と県食育関係部局長で構成する選考委員会が次の4つの審査基準を勘案して審査・選考を行い、その意見を踏まえて鳥取県知事が表彰を決定します。

- ア 創意工夫（活動の手法に創意工夫がみられるか）
- イ 独自性（話題性や独自性に富んだユニークな活動であるか）
- ウ 効果性（参加者の食に対する意識の高揚が図れたか）
- エ 実現性（他の地域でも実現可能か）

5 表彰

(1) 表彰件数 3件（団体）程度

(2) 表彰方法 表彰式は令和9年1月ごろに行います。

受賞者には活動の事例報告をお願いする場合があります。

(3) その他

表彰された活動を紹介する事例集を作成し、関係機関を始め県民に食育の実践について広く周知する予定です。

6 その他

- ・ 表彰された活動を含め、応募いただいた活動の様子はとりネットに掲載するなど食育活動の情報発信に利用することがあります。

鳥取県のこれからの食育で大切にしたい2つの基本指針

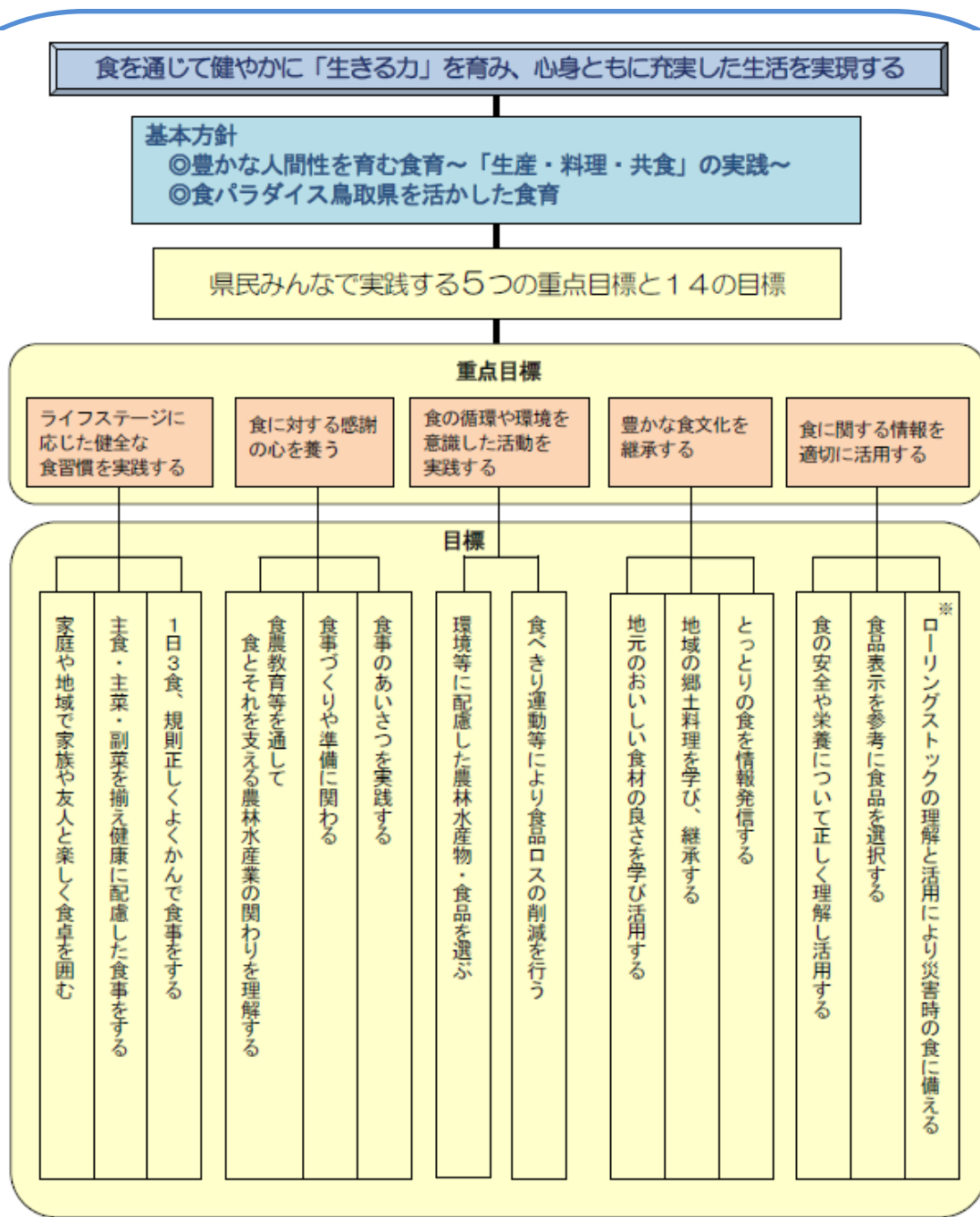
- 豊かな人間性を育む食育～「生産・料理・共食」の実践～
- 食パラダイス鳥取県を活かした食育

鳥取県食育推進計画（第4次）（R6～R11）
～食を通じて健やかに「生きる力」を育むために～より

食を通じて健やかに『生きる力』を育むために

～ 鳥取県食育推進計画（第4次）～

鳥取県では、五感すべてを使う「生産・料理・共食」を実践するとともに、豊かな大自然と四季折々の気候風土に恵まれた特性を活かし、食を通じて「生きる力」を育み、心身ともに充実した生活を実現することを県民の目指す姿とし、食育を推進しています。



これまでの表彰事例、推薦調書の指定様式は、とりネットに掲載しています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/202828.htm>

